

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合 URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)
内線：811-2341
akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 847 号 2018 年 1 月 5 日発行

退職手当平均 78 万円減!?! 組合は反対・団体交渉決裂

内閣総理大臣の要請を受けた人事院の調査によって、国家公務員の退職給付が民間の退職給付と比べて約¥78.1 万高いことが報告され、その報告を受けた国家公務員の退職手当の引き下げに関する法案が第 195 回特別会で可決されました。その法案に沿った退職手当引き下げが法人から提案され、第 1 回目の団体交渉(事前交渉)を 11 月 30 日(木)に行いました。

退職給付とは、退職時に法人から受け取る**退職手当**(いわゆる退職金)と、退職後に(存命している限り)受け取る年金の一部(**退職年金**)の合計です。**退職給付**の官民格差を**退職手当**の引き下げによって解消する提案が法人から出されています。

※**退職手当**の額の算出は以下の式で求められます。

[退職手当額] = [基本額] + [調整額]

[基本額] = [退職日の基本給月額] × 【勤続年数および退職理由に応じて決まる割合】 × 【支給率】

[調整額] = (最大)過去 60 ヶ月の間に適用された基本給表と、級に応じて決まる調整月額の積算

【勤続年数および退職理由に応じて決まる割合】 × 【支給率】の値は「[国家公務員退職手当支給率早見表](#)」です。

※**退職年金**は、文部科学省共済組合が各自の職歴に応じて算定する額で、法人で正しく計算するには限界があります。

実施日について、平成 24 年の退職手当法改正の際は、組合との交渉で 3 ヶ月遅らせることとなったことを踏まえ、組合としては、

1. 法の施行日が平成 30 年 1 月 1 日であることに対して、実施日を平成 30 年 4 月 1 日以降に引き延ばす
2. 平成 25 年 12 月 24 日の「閣議決定」を踏襲した給与などの自律的決定を要求することを基本方針として団体交渉に臨みました。

団体交渉において、法人より、支給率は法律に準拠し引き下げるが、施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とする提案がされました。

額について、法人の提案は【支給率】の引き下げを国家公務員と同じにするというもので、

これによって信州大学の教職員の**退職手当**は国家公務員と同程度だけ下がります。政府は平成25年12月24日の閣議決定において、各独立行政法人が給与などをそれぞれ独自に決めることを促すとしたが、各法人が**退職手当**の額を国家公務員と同じ計算方法(上記の計算式)で計算せず、独自の方法を用いた場合に生じる差額は自己財源で工面せよというのが政府の方針ということです。組合からは、自分たちの決めた閣議決定に、都合によって従ったり無視する行政に抗議すべきと質しました。また、急激な大幅減額を避けるために、段階的削減を組合から提案しましたが、国家公務員が1回で削減することを理由に法人は拒否しました。

その後、法人から2度説明を受け、信州大学の退職者(国家公務員と比較するために、教員を除いた職員のみ)の**退職給付**の概算額を民間の**退職給付**と比較しました。金額の算定母体が法人外の別組織のため**退職年金**は曖昧な額しか求まらず、また**退職者数が違う**ために**退職給付**の平均額の正確さに疑問が残ります。**退職手当**について信州大学の事務・技術関係職種(一般職)と国家公務員の事務・技術関係職種(行政職(一))を比較した場合も、信州大学の**退職手当**は国家公務員の**退職手当**に及びませんでした。一方で、信州大学の教員の**退職手当**は国家公務員の**退職手当**より高く、今回の引き下げは教員以外の職員への影響がとても大きいものです。組合からは職員のみ国家公務員とは異なる対応を要求しましたが、受け入れられませんでした。国家公務員と信州大学では退職者数が2桁以上違い、さらに退職者に占める高額給与者([退職日の基本給月額]が高額の人)の割合も全く異なり、国家公務員の平均を信州大学に当てはめることの妥当性がありません。

組合は、このような引き下げには断固反対し、本件に関しては決裂することとしました。法人は組合と決裂しても引き下げを実施しますが、上記のような大幅変更に対し代償措置を訴えていきたいと考えています。

平成29年人事院勧告において、法人は、人事院勧告(国家公務員の給与変更)の趣旨を踏まえて、信州大学の実情に合わせた変更を実施しました。法人化後、人事院勧告に完全準拠してきた法人の姿勢が変わりつつあります。組合は、法人が大学の実情に則して、給与に限らず信州大学の職場環境改善を訴えていきたいと考えています。

〈長野ろうきん〉のキャッシュカードは
ATMお引出し手数料

手数料 **0**円

その場で! **全額**
キャッシュバック
コンビニATMでも使えます
[手数料は実質0円]フルキャッシュバック

全国の〈ろうきん〉、セブン銀行などのコンビニ、ゆうちょ銀行、
その他の金融機関のATMでお引出しいただけます。
※設置場所・時間帯によってはご利用いただけない場合があります。

はたらく人の想いと生きる
長野ろうきん

7 BANK JP BANK AEON Bank micj

長野ろうきん 検索